

■議事録（令和７年度第１回滋賀県ふるさと・水と土保全対策推進懇話会）

日時：令和７年(2025 年) 7 月 15 日（火）11:10～15:10

場所：（現地視察）犬上郡甲良町長寺地区

（会議）ゆずのだいどこく犬上郡甲良町長寺 7 1 4－4＞

出席者

委員：藤原正幸、石川一郎、上田洋平、拝藤正悟（代理）、杉田英子、端信子、橋本昌子、
小島聖巳（代理）、島林敏雄、前川真司（欠席）

一般社団法人ゆずのだいどこ 代表理事 上田常雄

甲良養護学校 校長 別所幸保

教諭 馬場まゆみ

甲良町産業課 課長 西村克英、長寺センター館長 大野正人、

産業課主査 沖野健太、長寺センター主事 中江いぶき、

産業課主事補 田村瑠菜

甲賀農業農村振興事務所田園振興課 中山主事

大津・南部農業農村振興事務所田園振興課 山本課長補佐

湖東農業農村振興事務所田園振興課 岡本主任技師、丸山技師

湖北農業農村振興事務所田園振興課 森川課長補佐、中森副主幹

事務局（農村振興課） 茶野課長、田口室長、村井課長補佐

芦田副主幹、藤田主任技師

議事

- 1 中山間ふるさと・水と土保全対策事業、中山間ふるさと・水と土保全推進事業
事業実施実績について
- 2 事業実施計画について
- 3 滋賀県棚田地域振興計画について

1. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業、中山間ふるさと・水と土保全推進事業 事業実施実績について
--

事務局：説明

座 長：ご質問ご意見等ございましたらお願いします。

委 員：(14 ページ) 中山間地域における活性化の取組推進で事業紹介パンフレットや情報誌（さとのかぜ通信）等を発行し中山間集落等約 320 集落に送付し、事業を広報したほか、事業説明資料として活用した、というところの 320 集落というのは、中山間地区のそれぞれ自治会に送られているんですか。

事務局：中山間直接支払制度に取り組んでいる集落協定に送っております。全戸配布ではなくて、回覧用に5部ほど送っております。

委員：滋賀県は320集落あるんですか。

事務局：中山間直払いの協定数です。

委員：このボランティアのところでリピーターの確保っていうのが令和2年調査結果で課題にあって、実際リピーターの参加人数は増えてきているのかどうか。

事務局：昨年度で6割程度の方がリピーターです。リピーターの割合を年ごとにまでは出せていないので、リピーターの割合がどう変化しているかについては、お答えが難しいです。

座長：他ございますか。

委員：たな友は、地域別だと県外の人が多いでしょうか。

事務局：県内の方が多いです。

委員：農家じゃない方が、農業に興味をもって参加されるんですね。

委員：ポスターやパンフレットはどんなところでどのようにして募集されているのか。

事務局：ポスターやパンフレットは、市の社会福祉協議会とかボランティアの窓口をしているところや、県内の道の駅等に配架や掲示をお願いしています。図書館や県内の大学にも掲示を依頼しています。

委員：たな友に参加された方にはアンケートをとっていますか。

事務局：簡単なウェブ回答のアンケートをメールで配信してお答えいただいています。

委員：中山間地域は後継者不足なので、たな友に参加された方が農業やっていきたいなとか、つながりが生まれてきませんか。中山間地域では、興味のある方が後継者になっていくと思います。将来農業したいですか、といったアンケートを取って、農業をやりたいという方を各地域に引っ張っていったらいいのかなと思います。

事務局：貴重な意見ありがとうございます。

委員：きっかけがあれば、後継者を探しているところとつながることがあると思います。農家中山間地域は空き家がたくさんあるので、もう家の確保はできますよとか、たな友をきっかけに地域の担い手になってもらうこともできればと思います。

委員：空き家も地域によっては手放さないこともありますね。

委員：色々ありますが、農業に興味があるからボランティアも参加されると思うので、農業やってみませんか、とか少しでもアクションをお願いします。

委員：手引きの見直しの具体的な中身は、事例を増やすというくらいですか。

事務局：ガイドブックの事例を追補していくという形で考えています。

委員：何か使ってみられた際の課題とか、使い勝手とか、意見はありましたか。市のふるさと水と土指導員も使う想定ですか。

事務局：こちらを使う想定で研修会のときにご紹介しています。実際にこれを使ったワークショップをしているところには立ち会っていませんので、直接意見を聞けてはいません。

委員：ふるさと水と土指導員という形で、研修会を修了されたらそういう肩書きを与え

ているわけですが、その人たちは指導員という名の通りの活動をしていますか。

事務局：実際に修了者の方が、新しく農村 RMO の組織形成の活動をし始めるキーマンになっているという事例もございます。また、残念ながらその後地域のリーダーとしては活動していないという事例も両方あるというのが現状です。

委員：今までの 76 人の指導員の方がどういう活動をされているか、追跡調査をしていますか。

事務局：追跡をしたり、活動状況報告をもらったりとかそういうところまではしていません。

委員：我々も自戒を込めてなんですが、あちこちでいろいろな人材育成プログラムが立ち上げられるものの、結局出口のところがきちんとしていなくて、育てて放り出しておしまいとなりがちなところがあります。ここでも何回か言っていると思いますが、ほったらかしでは、なかなか人材というのは育っていかないだろうと思っています。むしろ育成プログラムを終了された後のフォローとか、ネットワーク作りとかの機会を提供することが実は大事だったりします。また、せっかくこの手引きを作っているのであれば、やっぱり修了生がその手引きをちゃんと活用する形が理想ですね。一度機会があれば、修了生の中で、上手くいった人とか、そうじゃない人いるかもしれませんけど、終了された人材と出会う機会があったりすると、フォローにもなるかと思いますね。

事務局：懇話会には来てもらったことはありません。

委員：我々で現場を見学する先としてそういう方々と意見交換できるというのも、プログラムをつくって人材を輩出した責任があるし、我々としてもそうした人たちを認知していることも大事だと思います。プログラムを受けられた人たちをちゃんと知って、支援すべきところはしていくのが人材育成だと思います。指導員の方の活動を認識していくことは可能でしょうか。

事務局：指導員として研修を受けてこられた方は把握しているので、その方たちが今どういう活動をされているかは県に散らばっておられますので、事務所を通じての情報収集ができると思いますし、ぜひさせていただいて、良い悪いも含めて、指導員の皆さんどういう活動をされているかというのはまた追いかけてしたいと思います。併せて今おっしゃっていただいた、手引き・ガイドブックこれも作って終わりということではなくて、多分委員の皆さんも、この基金なり、事業で作ったものを、作ったこと自体の意見もそうですけど、作ったものをどう使ったか、指導員がどういう活躍をされているのか、というところまで責任を負いたい負うべきだという、非常にありがたい言葉でございますので、この使い方も含めてまた考えていきたいと思います。ありがとうございます。

委員：輩出された人たちがたくさん地域にいらっしゃる。そことの繋がりを持っていること、その人たち同士が終了後も緩やかな繋がりを持っているっていうことがソーシャルキャピタルとしての資源になると思います。また、これは次の議題かもしれませんが、さきほどの棚田のたな友さんの話に関連して紹介すると、「関わ

りの階段」という言葉があります。明治大学の小田切先生が言っていっぱるんですけど、都市の人たちが地方の農山村等に移住するような場合を見ると、一足飛びに移住するんじゃなくて、地域産品の購入などから始まって、寄付から頻繁な訪問へ、そしてボランティア活動へ、また二地域居住へ、そして最終的に移住へと、階段を一段一段のぼるように、関わりが深まっていく。例えばたな友ならたな友から関わり出して、総務省のふるさと住民登録とか、国交省の2拠点居住とか、関わりの階段をタイミングやその人の歩幅に合わせて提供してあげることができるってことだとたな友から住民ふるさと住民登録、あるいは「ふるさとワーホリ」など、それぞれの施策や事業は縦割りになっているかもしれませんが、そこをやっぱり、地域の側も含めて、統合的に、つまり全部活用して組み合わせで階段を作ってあげるといいうことをイメージしながら、やっていくのが大事なかなと思います。空き家の話は空いているけど空き家ではないという話はよくあります。物が置いてあったり、仏壇があったり、正月に帰ってきたり、よそから知らん人が入ってこられて面倒だっというのもあると思うんですけど、そうしているうちに結局どうしようもなくなって、売ることもできなくなってから手放す。今はちょっとずつ変わってきて、彦根のある地域でも、一軒売れだしたら、あんな家でも売れるんやったらと言って、立て続けに売れていっている事例がある。地元の不動産屋さんが扱っておられた間は売れなかったけれど、大都市圏で情報を出したら売れ出した。地元だと商圈が狭いし、評価の仕方が一面的で逆に価値が低く見積もられたりする。むしろ遠いところで出した方がすぐ売れるという場合もあります。

委員：今度8月7日にしがの支え合い交流会のメールをいただいて、ステップアップした取り組みのきっかけ作りというこれは、関わられた方の発表とか何かそういうものもあるんですか。

事務局：R M Oの事例や、支え合いの事例報告をさせていただきます。基調講演で、他県の方ですけれども特産品育成のお話をさせていただきます。

委員：交流会も、指導員のその後のフォローの一つということもありますね。

2. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業、中山間ふるさと・水と土保全推進事業 事業実施計画について

事務局：説明

座長：ご質問ご意見等ございましたらお願いします。

委員：棚田米認証制度について、メールでアンケートが来ましたが、集落であるのか、それぞれの生産者であるのかかわらなくて、回答してなかったんですけど、これはどういう制度を想定しているのでしょうか。

事務局：ひとりひとりの生産者というよりは、地区ごとの棚田米を、たな友を取り組んでいる地区ごとに認証して、パッケージ等ある程度統一化して販売できないかと考えています。ゆくゆくはご飯で棚田巡りなど複数の地区のお米のセットの販売に繋げていきたいと考えております。

委員：多分、高齢の集落では、たな友の活動に取り組んでいる自覚のある人は少ないと思うんですね。ボランティアの集まる人数も3人ぐらいと少ない。

事務局：たな友という仕組みを使って、中山間地域の棚田の保全活動を行っているのが、県内で12地域あります。まだ棚田認証米っていうのはイメージの段階ですが、滋賀県の棚田米っていう一つのパッケージみたいなものにして、ここに棚田ボランティアに取り組まれている12の地域それぞれの絵をはめ込むみたいなイメージを今考えています。例えば畑地域ですと、たな友に取り組まれている地域ですので、たな友という仕組みを通じてボランティアを受け入れてくださっている地域で取れたお米ということで、地域単位のお米を認証することを考えています。

委員：もっと決まってきたら教えてください。

委員：環境こだわり米の認証でいいということですか。

事務局：環境こだわりも一つのルールにしようと思っていますが、こだわり認証を受けておられない地域もありますのでそこもどうするかっていうのを今考えつつ検討しています。

委員：2番目の「多様な主体」とは何ですか。

事務局：しがのふるさと支え合いでしたら地域の方々と、大学とか教育機関とか企業とかっていうようなところもありますし、この二つ目の農村 RMO ですと、学校区ごとに複数の学校区で一つの協議会を作るような形なので、地域同士の繋がりとなります。いろんなところと関わるという意味で、多様な主体という書き方をさせてもらっております。

委員：しがのふるさととは大学企業とかですね、中山間地域なんかはどうですか。

事務局：直接支払交付金等でネットワーク化加算という新しい加算ができて、これも複数の集落間であったり、農業に関わっていない方が複数活動に参加するというのが条件であったりという内容になっています。これまではそれぞれの地域、基本集落単位での協定になりますが、協定間で共同で作業するっていうイメージで、協力し合えばネットワーク化加算がもらえるというものです。

委員：隣接する中山間地区同士が共同作業をするっていう意味の多様な主体ということですね。多様な主体という用語が難しいですね。

委員：ネットワーク化加算は、具体的にはどういう地域同士の想定していますか。同じ課題を抱える同士がネットワークするのか、もうちょっと違う課題のところがネットワークするのか。

事務局：ネットワーク化加算に関しましては、活動計画を立てていただいて、その計画が実行されるかっていうところの確認もあるんですけども。基本的には、やり取りし合うというところを踏まえますと、隣同士が基本なのかなと思います。

事務局：中山間地域の活動組織、今までずっとやってきて、単体で活動するのもだいぶ疲れてきたというところもあります。お隣さらにその隣というイメージでネットワークを作っていただいて、作業を隣やもう少し広いエリアの共同体とも共同でやっていこうという計画を立て、取り組んでいくことに対して加算措置をしましょうというのが6期対策から始まっているところです。まるごと活動についても広域組織という形で事務を広域化して協力するという形がありまして、中山間直払もネットワークの仕組みができてきました。

委員：活動できないところも出てきているということですか。

事務局：そうですね。隣の手伝いに行くという計画でやっていけば加算措置させていただきますよということです。ご質問の多様な主体は、隣集落同士だけでなく、今の活動組織同士であったり、企業とか学校であったり、ボランティア団体さんであったり、そういういろんな方と地域が関わりを持って行って、地域を盛り上げていくということによって多様な主体という表現をしております。入口はボランティアであっても、ふるさと支えあいプロジェクトであっても、とにかく関わりを持つところからステップアップして行って、地域を盛り上げていってもらおうというのが大事と思っています。

委員：そのネットワークというのも人数が減ってきても、一地域だけではできないから、やむを得ず隣の地区と組んで、それでもまた減ってきたらさらに別の隣接地区と引っ付いてと、というふうに、消極的な動機でネットワークせざるを得ないということもありますね。そうではなくて、ネットワークの価値がもっとも発揮されるのは、異質なものが協働するときだとおもうので、そういう形でのネットワークが形成されることが大事ですね。

事務局：もしかすると活動組織によっては強みがあって、隣近所ということではなくて、活動組織の強み同士を繋いでネットワーク化するという考え方もあるかもしれないですね。

委員：しんどのいを薄めていくためではなく、それぞれの特徴や力を補完しあって、伸ばす方向でのネットワークの観点も大事だと思います。

3. 棚田地域振興計画について

事務局：説明

委員：(改定要旨 No. 12 について)「やまの健康」推進プロジェクトは終わったということですか。

事務局：森林政策課で、令和2年度までにこの施策のプロジェクト自体は完了されましたが、令和7年度時点ではプロジェクトのモデル地区に継続して支援を行っていくという記載に変更しております。

委員：この消された里山保全とか獣害対策はもう終わったということですか。

事務局：このプロジェクト自体がいったん完了したということを受けて、表記を消しています。

委員：課題が解決したという意味ではないということですか。

事務局：モデル地域については取り組みの成果が一定ありました。

委員：消されているところは、一応プロジェクトで大体やったから、新たに今後の方針を書き加えているという理解をしましたがどうですか。

事務局：そうですね、山村部、中山間地も、里山保全、獣害対策なり地域の抱える課題についてモデル地域を選定して、「やまの健康」プロジェクトっていう県庁横断的な推進チームで、各部関係機関の事業について、そのモデル地区に対して対策を施しました。モデル地域を優良事例として横展開を図っていくというところで、他の地区に参考としてもらえる地区は一定生み出せた、ということです。さらにそこから棚田地域の計画には、特に都市住民の方との連携を今後図っていききたいというところなんです。地域の問題をいろんな事業を用いて解決していく段階から、関係人口とか2拠点居住など、地域外の方にも関わっていただきながら、その地域を維持していこうというステップに入っていくというところなんです。

具体的にどういう施策をしていくかっていうのは森林政策課も構築されていく段階です。滋賀県の全地区で中山間地域の課題を解決したということではないんですけども、次のステップとして、「やまの健康」プロジェクトの中で取り組みをしていくという内容を書かせていただいています。

委員：「やまの健康」推進プロジェクトは続いているんですね。

事務局：プロジェクト自体は次のフェーズに入った形で、もう少し大きな目線で取り組むことになっています。ただし、個別具体的なことについても終わったということではなく、里山保全や獣害対策、地域事業から農泊も、獣害対策はみらいの農業振興課でもやっていますし、農泊は私どもでもやっていますということで、今まで通り続けていきます。ただ、「やまの健康」として特出ししてやる取り組みは、一旦次のフェーズに移ったと。これはやめたわけでも、終わったわけでもありませんので頑張ってやらせていただきたいと思います。

委員：山に関する条例にもかかわらずその名前のなかに「琵琶湖」という語がついているぐらい滋賀県の山っていうのは、琵琶湖の水源という位置づけが強いんですね。水のつながりということから見た場合、中山間地域の棚田も含めて、滋賀の中山間地の農山村は京阪神 1450 万人の関係人口を持っているというふうに表現してもいいぐらいです。琵琶湖の水源涵養をする滋賀の棚田には、滋賀県内だけじゃない関係人口、それを山の関係人口って呼んでいますけどあるいは棚田の関係人口、それが1450万人いると強気に思ってもいいと思うんですね。京阪神の1450万人は本人がそれを意識する、しないに関わらず、琵琶湖の水を飲んでいる以上、棚田の関係人口だし、山の関係人口っていうように言ってもいいのかな、と今議論を聞いてわかりました。多様な主体ってされてましたけど、それは我々滋賀だからこそ、みんな互いに同じ水でつながる関係人口ですよと言える。そん

なことを思いました。

委員：計画は何年といったものがありますか。目標とする振興計画の長さは。

事務局：棚田振興法自体が時限立法でして、前回は R2 年から 6 年度で、この 7 年度からさらに 5 年延ばして 11 年度までというところですよ。今回、県の計画の中には期限がいつまでというところまでは書いていませんが、棚田振興法に基づく計画ですので 11 年度までというところにあります。基本法が伸びれば、また伸びることにもなりますし、その改定した内容によって、県の計画も直すということになりましたら、次回も直すというふうに思っています。期限は 11 年までとなっています。

委員：先ほど言われたように、滋賀県の場合は山から湖に一体の水系であってその範囲にあるものがいわゆる琵琶湖システムという形で世界農業遺産に認定されたということが、この計画を改定する上での新しいニュースの要素だと思います。だとすると、そういう理念的なことを、この第 1 の目標のところに書き込んでもいいんじゃないかなと思います。そうすることによって振興計画の意図するところがより明確になってくると思います。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。

座長：予定の時間は過ぎましたので、これで意見交換を終わりたいと思います。いただいた意見につきましては、事務局で取りまとめをいただくようお願いします。これで懇話会を終わりたいと思います。進行を事務局にお返しします。

事務局：ありがとうございました。委員の皆様方に限られた時間の中で様々なご意見いただきましてありがとうございました。これらご意見を今後の事業を進めるに当たりまして参考にしてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。これをもちまして、令和 7 年度のふるさと水と土保全対策推進懇話会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。